

＜河川にかかる土地占用料改定のお知らせ＞

1. 概要

「奈良県流水占用料等に関する条例」の一部を改正し、令和5年4月1日から河川にかかる土地占用料及び算出方法を改めます。

2. 改定額

「条例」別表第二(第2条関係)

区 分			～令和2年4月(改正前)				令和5年4月～(改正後)			
			二級地	三級地	四級地	五級地	二級地	三級地	四級地	五級地
土 工 地 作 占 用 料	第1種電柱	1本	730円	510円	420円	380円	800円	570円	480円	430円
	第2種電柱	1本	1,100円	790円	650円	580円	1,200円	870円	730円	670円
	第3種電柱	1本	1,500円	1,100円	880円	780円	1,700円	1,200円	990円	900円
	埋設又は架設管類	1m	160円	110円	91円	81円	170円	120円	100円	93円
		1m	270円	190円	160円	140円	300円	210円	180円	160円
		1m	390円	270円	230円	200円	430円	300円	260円	230円
		1m	780円	550円	450円	410円	860円	610円	510円	470円
	仮設建築物	1㎡	130円	91円	76円	68円	140円	100円	85円	78円
	通路橋又は通路	1㎡	1,270円	900円	750円	660円	1,390円	990円	840円	760円
	その他の工作物	1㎡	2,600円	1,820円	1,520円	1,360円	2,800円	2,000円	1,700円	1,560円
以 外	原形のままの占用	1㎡	130円	91円	76円	68円	140円	100円	85円	78円
	養魚	1㎡	350円	250円	200円	180円	380円	280円	220円	210円
	貸船	1隻	970円	680円	570円	500円	1,060円	750円	640円	570円

【在地区分】

第二級地、第三級地、第四級地及び第五級地に該当する区域は、次の表に掲げるとおりです。

第二級地	奈良市、大和高田市、大和郡山市、橿原市、生駒市、香芝市、三郷町、斑鳩町、上牧町、王寺町、広陵町及び河合町の区域
第三級地	天理市、桜井市、葛城市、平群町、安堵町、川西町、三宅町及び田原本町の区域
第四級地	五條市、御所市、高取町、明日香村及び大淀町の区域
第五級地	宇陀市、山添村、曽爾村、御杖村、吉野町、下市町、黒滝村、天川村、野迫川村、十津川村、下北山村、上北山村、川上村及び東吉野村の区域

※田原本町のみ第2級地から第3級地へ変更

本改定について、ご理解をいただきますようよろしくお願いします。